

※ 記載方法等につきましては、3ページをご覧ください。

法人名		課税標準の分割に関する明細書 (その1)				事業年度は 又連結事業年度				
事業税〔法第72条の2第1項 第1号 第2号 第3号に掲げる事業〕		道府県民税								
課 税 標 準 額 の 総 額	年400万円以下の金額 ⑥	円		課税	法人税法の規定によって 計算した法人税額 ①	() 円				
	年400万円を超え年800万円 以下の金額又は年400万円 を超える金額 ⑦	円		税	試験研究費の額等に係る 法人税額の特別控除額 ②					
	年800万円を超える金額 ⑧	円		準	還付法人税額等の控除額 ③					
	計 ⑥ + ⑦ + ⑧ ⑨	円		の	退職年金等積立金に係る 法人税額 ④					
	軽減税率不適用法人 の金額 ⑩	円		総	差 引 計 ⑤ ① + ② - ③ + ④	000				
付 加 価 値 額 ⑪	円		の 総 額	/						
資 本 金 等 の 額 ⑫	円									
収 入 金 額 ⑬	円									
適用する事業税の分割基準		1. 従業者数		3. 事務所又は事業所数		5. 電線路の電力の容量				
		2. 固定資産の価額		4. 軌道の延長キロメートル数						
事務所又は事業所		事 業 税							道府県民税	
名 称 及 び 所 在 地	分割 基準 (単位 =)	分 割 課 税 標 準 額							分割 基準 (単位 = 人)	分 割 課 税 標 準 額 (単位 = 千円)
		年400万 円以下の 所得金額 ⑭	年400万円を超え 年800万円以下の 所得金額又は 特別法人の 年400万円を 超える所得金額 ⑮	年 800 万 円 を 超 え る 得 金 額 又 は 軽 減 税 率 不 適 用 法 人 の 所 得 金 額 ⑯	計 ⑰	付 加 価 値 額 ⑱	資 本 金 等 の 額 ⑲	収 入 金 額 ⑳		
	()	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
	()									
合 計										

第十号様式 (提出用)

※ 「名称及び所在地」・「分割基準(単位=)」・「分割基準(単位=人)」の各欄は、必ず、同一都道府県内に所在する事務所又は事業所ごとに記載してください。
また、この明細書は、課税標準額が零又は欠損の場合でも必ず提出してください。

事業税の「分割基準」及び「分割課税標準額」の各欄の記載方法・・・製造業を営む法人は上段に従業者数及び当該従業者数を基に計算した分割課税標準額を、非製造業を営む法人は上段に従業者数及び当該従業者数を基に計算した分割課税標準額を、下段に事務所数及び当該事務所数を基に計算した分割課税標準額を記載してください。

※ 記載方法等につきましては、3ページをご覧ください。

第十号様式（控用）

法人名		課税標準の分割に関する明細書 (その1)			事業年度は 又連業 年結事度 年
事業税〔法第72条の2第1項第1号第2号第3号に掲げる事業〕					道府県民税
課税標準額の	所得金額	年400万円以下の金額 ⑥	000	課税標準額の	① 法人税法の規定によって計算した法人税額
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額 ⑦	000		② 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額
		年800万円を超える金額 ⑧	000		③ 還付法人税額等の控除額
		計 ⑥ + ⑦ + ⑧ ⑨	000		④ 退職年金等積立金に係る法人税額
		軽減税率不適用法人の金額 ⑩	000		⑤ 差引計 ① + ② - ③ + ④
総額	付加価値額 ⑪	000			000
	資本金等の額 ⑫	000			
	収入金額 ⑬	000			
適用する事業税の分割基準		1. 従業者数 2. 固定資産の価額 3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数 5. 電線路の電力の容量			

事務所又は事業所	事業税							道府県民税	
	分割基準(単位=)	分割課税標準額					分割基準(単位=人)	分割課税標準額	
名称及び所在地	年400万円以下の所得金額 ⑭	年400万円を超え年800万円以下の所得金額又は特別法人の年400万円を超える所得金額 ⑮	年800万円を超える所得金額又は軽減税率不適用法人の所得金額 ⑯	計 ⑰	付加価値額 ⑱	資本金等の額 ⑲	収入額 ⑳	⑳	㉑
	()	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	()								
	()								
	()								
	()								
	()								
	()								
	()								
合計									

※ 「名称及び所在地」・「分割基準(単位=)」・「分割基準(単位=人)」の各欄は、必ず同一都道府県内に所在する事務所又は事業所ごとに記載してください。また、この明細書は、課税標準額が零又は欠損の場合でも必ず提出してください。

事業税の「分割基準」及び「分割課税標準額」の各欄の記載方法・・・製造業を営む法人は上段に従業者数及び当該従業者数を基に計算した分割課税標準額を、非製造業を営む法人は上段に従業者数及び当該従業者数を基に計算した分割課税標準額を、下段に事務所数及び当該事務所数を基に計算した分割課税標準額を記載してください。

第10号様式記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、2以上の都道府県に事務所若しくは事業所(以下「事務所等」といいます。)を有する法人又は東京都の特別区及び市町村に事務所等を有する法人が、第6号様式若しくは第6号様式(その2)、第6号の2様式又は第6号の3様式(地方税法(以下「法」といいます。)第72条の48第2項ただし書又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。))第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限り、若しくは第6号の3様式(その2)(法第72条の48第2項ただし書又は令和2年旧法第72条の48第2項ただし書の規定により事業税の申告をする場合に限り)の申告書を提出する場合に、その申告書に添付して1通を提出してください。ただし、主たる事務所等(外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の責任者が主として執務する恒久的施設)所在地の都道府県知事に対しては、写し1通を添付してください。(主たる事務所等所在地が大阪府の場合は、写し1通の添付は不要です。)
- (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (3) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。この場合において、都道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出してください。この場合において、都道府県民税については、いずれか一方の明細書に記載してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を申告書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
2 「 第1号 第2号に掲げる事業 第3号」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲んでください。	
3 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する場合は、法人税の申告書(別表1。以下「別表1」といいます。))の10の欄の金額(この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額)を記載します。 なお、()内には、用途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、税額控除超過額相当額等の加算額(別表1の5の欄の金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限り、)連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限り、)は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
4 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除②」	第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付する場合は、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項から第3項まで又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第16条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。))第42条の4第3項(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(8))の25の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)) 法人税の明細書(別表6(12))の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(16))の25の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)) 法人税の明細書(別表6(18))の19の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)) 法人税の明細書(別表6(19))の18の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。)) 法人税の明細書(別表6(20))の39の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の10の欄の金額	(1) 通算法人、通算法人であった法人(第6号様式別表1を提出する法人に限り、)連結法人及び連結法人であった法人(第6号様式別表1の3を提出する法人に限り、)は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>(9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(27)）の22の欄の金額</p> <p>※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(30)）の16の欄の金額</p> <p>(11) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の12の7第4項（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。）法人税の明細書（別表6(32)）の35の欄の金額</p>	
5 「還付法人税額等の控除額③」	第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書に添付する場合に、第6号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。</p> <p>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
6 「退職年金等積立金に係る法人税額④」	第6号様式若しくは第6号様式（その2）又は第6号の2様式の申告書に添付する場合に、法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。	<p>(1) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）は、記載しないでください。</p> <p>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</p>
7 「差引計⑤」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。この場合において、1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 第6号様式又は第6号様式（その2）の申告書を提出する法人</p> <p>(イ) 通算法人、通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。）、連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。）以外の法人 ①+②-③+④の金額</p> <p>(ロ) 通算法人及び通算法人であった法人（第6号様式別表1を提出する法人に限ります。） 第6号様式別表1の④の欄の金額</p> <p>(ハ) 連結法人及び連結法人であった法人（第6号様式別表1の3を提出する法人に限ります。） 第6号様式別表1の3の⑦の欄の金額</p> <p>(ニ) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人 第6号様式別表1の2の④の欄の金額</p> <p>(2) 第6号の2様式の申告書を提出する法人 ④の欄の金額</p>	
8 「所得金額」 （⑥から⑩までの欄）	<p>第6号様式若しくは第6号様式（その2）又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式（その2）の申告書に添付する場合に次に掲げる所得の区分に応じ、次に定めるとおり記載します。この場合において、これらの各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業に係る所得</p> <p>(イ) ⑥から⑧までの各欄は、所得の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはその金額を⑥の欄に、年400万円を超え年800万円（その事業年度が1年に満たない場合は、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超え年800万円以下の金額に区分してそれぞれ⑥及び⑦の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分して、それぞれ⑥、⑦及び</p>	<p>(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業のみを行う法人は、記載する必要はありません。</p> <p>(2) (イ)において、その事業年度が1年に満たない場合、所得の金額が400万円を超え800万円以下であるときの⑦の欄の金額は、所得の金額から⑥の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、所得の金額が800万円を超えるときの⑧の欄の金額は、所得の金額から⑥及び⑦の</p>

欄		記載のしかた	留意事項
		<p>⑧の各欄に記載します。</p> <p>(v) ⑩の欄は、法第72条の24の7第4項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。</p> <p>(2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る所得 法第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人が所得の総額を⑩欄に記載します。</p>	<p>各欄の金額(端数を切り捨てる前の金額)を控除して算出します。</p> <p>(3) 軽減税率の適用されない法人とは、事業年度の末日(解散した法人にあっては、解散した日)において3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p>
9 「付加価値額⑪」		<p>第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イ又は同項第3号イに掲げる法人がそれぞれの事業に係る第6号様式別表5の2の⑪の欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
10 「資本金等の額⑫」		<p>第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第1号イ又は同項第3号イに掲げる法人がそれぞれの事業に係る第6号様式別表5の2の⑫の欄の金額を記載します。</p> <p>この場合において1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
11 「収入金額⑬」		<p>第6号様式若しくは第6号様式(その2)又は第6号の3様式若しくは第6号の3様式(その2)の申告書に添付する場合に、法第72条の2第1項第2号又は同項第3号に掲げる事業を行う法人が、次に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除きます。)及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の⑬の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑮の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑰の欄の金額を、少額短期保険業者等にあっては同表の⑲の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の㉓の「課税標準」の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る第6号様式別表6の⑱の欄の金額を記載します。</p> <p>(3) この金額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
12 「事務所又は事業所」		同一都道府県内に所在する事務所等ごとにその名称とその所在地の市町村名を記載します。	
事業税	13 「分割基準(単位=)」	「(単位=)」には、適用する分割基準の種類に応じた単位を記載します。	
	14 「事務所又は事業所ごとに記載する「分割基準」の各欄	<p>(1) 事務所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。</p> <p>(2) 上段の()内には、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事務所等について、法第72条の48第4項第1号ただし書の規定によって2分の1に相当する数を加える前の従業者数を記載します。</p> <p>(3) 事務所等の固定資産の価額に1,000円未満の端数があるとき、その軌道の単線換算キロメートル数に端数があるとき又は電線路の電力の容量に千キロワット未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>	本社と工場が併置されている場合、工場と支店等が併置されている場合には、それぞれに属する従業者数は別行に区分して記載します。
	15 「分割課税標準額」(⑭から⑳までの欄)	<p>(1) 事業税の「課税標準の総額」の各欄(⑨の欄を除きます。)の金額を事業税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1単位当たりの分割課税標準額を算出し、当該1単位当たりの分割課税標準額に事業税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1単位当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載してください。</p> <p>(2) 各欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた金額を記載します。</p>	非製造業若しくは電気供給業の分割課税標準額を計算するため課税標準額を二分した金額又は鉄道事業若しくは軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う法人の分割課税標準額を計算するため課税標準額をそれぞれの事業に係る売上金額により按分した金額について1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。

道府県民税	16 「分割基準」	事務所等ごとに記載するほか、同一都道府県ごとにその小計を付して記載します。なお、東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については各市町村ごとに記載してください。	事業税の分割基準の数値と一致する場合は記載する必要はありません。
	17 「分割課税標準額②」	(1) 道府県民税の「課税標準の総額」の⑤の欄の金額を道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、当該1人当たりの分割課税標準額に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た額を記載します。なお、1人当たりの分割課税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該分割基準の総額のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	東京都の特別区と市町村に事務所等を有する法人の東京都分は、特別区分と市町村分に区分し、市町村分については、各市町村ごとに記載します。

分割基準については、次の取扱いによってください。

1 道府県民税

分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額の課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)の末日現在において事務所等に勤務すべき**従業者**(従業者の範囲には、役員のほか、アルバイト、パートタイマー、受入出向者、受入派遣労働者等が含まれます。以下「事業税」においても同じです。)の**数**をいいます。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる事務所等にあつては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数(その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。)をいいます。

- (1) 算定期間の中で新設された事務所等 $\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$
- (2) 算定期間の中で廃止された事務所等 $\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$
- (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が少ない数の2倍を超える事務所等 $\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$

2 事業税

- (1) 分割基準は、次に掲げる事業についてそれぞれ次に定めるところによります。
- (イ) 製造業 課税標準額の総額を事業年度終了の日現在の事務所等の**従業者の数**(道府県民税に関する部分の(1)から(3)までに掲げる事務所等に該当する場合には、当該(1)から(3)までに準じて算定した数。以下同じです。)に按分します。
 なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場の従業者については、その従業者の数にその数(その数が奇数の場合には、その数に1を加えた数)の2分の1に相当する数を加えた数により算定します。
- (ロ) 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより按分した数により算定します。
- (i) 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして規則第3条の14第1項で定めるものを含みます。)
- ・課税標準の総額の2分の1 事業年度終了の日現在の事務所等の**従業者の数**
- ・課税標準の総額の2分の1 事業年度に属する各月の末日(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日。以下同じです。)現在の**事務所等の数**
- (ii) 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業(以下「一般送配電事業」といいます。)、同項第10号に規定する送電事業(以下「送電事業」といいます。)(これに準ずるものとして規則第6条の2第1項で定めるものを含みます。)、同法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業(以下「配電事業」といいます。))及び同項第12号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより按分します。
- (一) (二)に掲げる場合以外の場合
- ・課税標準の総額の4分の3 事務所等の所在する都道府県において事業年度終了の日現在に発電所の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいいます。以下同じです。)&電気的に接続している**電線路**(電圧が66キロボルト以上のものに限り。以下同じです。)&**電力の容量**
- ・課税標準の総額の4分の1 事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの**有形固定資産の価額**
- (二) 事務所等の所在するいずれの都道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電気的に接続している電線路がない場合
- 課税標準の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの**有形固定資産の価額**
- (iii) 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業(これに準ずるものとして規則第3条の14第2項で定めるものを含みます。))及び同法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより按分します。
- (一) (二)に掲げる場合以外の場合
- ・課税標準の総額の4分の3 事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの**発電所の用に供する有形固定資産の価額**
- ・課税標準の総額の4分の1 事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの**有形固定資産の価額**
- (二) 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準の総額を事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの**有形固定資産の価額**
- (ハ) ガス供給業及び倉庫業 事業年度終了の日現在において貸借対照表に記載されている事務所等ごとの**有形固定資産の価額**に按分します。
- (ニ) 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事業年度終了の日における軌道の**単線換算キロメートル数**に按分します。
- (ホ) その他(イ)から(ニ)に掲げる事業以外)の事業
- 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度終了の日現在の事務所等の**従業者の数**に、
 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業年度に属する各月の末日現在の**事務所等の数を合計した数**に按分します。
- (2) 電気供給業を行う法人が規則第6条の2の2第5項の規定の適用を受ける場合には、その旨を記載するとともに、その明細書を添付する必要があります。
- (3) 分割基準を異にする事業を併せて行う場合には、主たる事業の分割基準によります。なお、異なる分割基準が適用される場合には、それぞれの分割基準及び当該分割基準に係る分割課税標準額ごとにこれらの数値を併記します。
- (4) 電気供給業に係る分割基準が二以上である法人の課税標準額の総額の分割については、(3)にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める分割基準によります。
- (イ) 一般送配電事業、送電事業又は配電事業と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)(ロ)(ii)に定める分割基準
- (ロ) 発電事業(電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいいます。以下同じです。))と一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 (1)(ロ)(iii)に定める分割基準
- (ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準
- (5) (4)の場合において、法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときは、(3)及び(4)にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定し、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、(4)の(イ)から(ハ)までに定める分割基準に、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によります。
- (6) 法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合は、(3)から(5)までにかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分については(1)(二)に定める分割基準に、これらの事業以外の事業に係る部分はこれらの事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準によります。

課税標準の分割に関する明細書 (第10号様式) の記載方法と留意点

【例】大阪府税(株) [非製造業を営む法人(注)]

- ・事業年度：令和4年4月1日から令和5年3月31日
 - ・資本金の額：1,000万円
 - ・所得金額：20,000,222円 ⇒ ⑩欄に記載
 - ・法人税額：4,260,000円 ⇒ ⑪欄に記載
 - ・分割基準(事業年度末現在3府県に事務所を有する)
- | 事務所又は事業所 | 従業員数 | 事務所数 |
|----------|------|------|
| 本社 | 10人 | 12所 |
| 大阪府大阪市 | 7人 | 12所 |
| 大阪府堺市 | 17人 | 24所 |
| 大阪府小計 | 5人 | 10所 |
| 兵庫県神戸市 | 4人 | 8所 |
| 兵庫県小計 | 26人 | 42所 |
| 合計 | | |
- ※ 従業員数には、役員のほか、アルバイト、パートタイマー、要入出向者、受入派遣労働者等の人数を含めてください。
- ※ 事務所数は、事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値となります。ただし、事業年度中に月の末日が到来しない場合は、事業年度終了の日現在の数値となります。

(注) 分割基準の種類
 【非製造業】課税標準の1/2：事務所数
 課税標準の1/2：従業員数
 【製造業】従業員数(資本金1億円以上の法人：工場の従業員数を1.5倍)

※ 非製造業と製造業を合わせて行う場合の分割基準については、主たる事業の分割基準を適用することとなります。主たる事業の判定は、それ以外の事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業員数の配置、施設の状態等により企業活動の実態を総合的に判断し、判定することとなります。

法人事業税の分割課税標準額の計算

- イ 所得金額の1/2の金額を算出します。
 ・20,000,000円×1/2=10,000,000円(1,000円未満の端数切捨て)
- ロ 従業員数により分割し、分割課税標準額を算出します。
 ・1単位(1人)当たりの分割課税標準額の計算
 10,000,000円÷26人=384,615.38円
 (小数点第3位以下切捨て(総数の桁数+1))
 ・大阪府分の分割課税標準額の計算
 384,615.38×17人=6,538,461.46円(1,000円未満の端数切捨て)
 (兵庫県：1,923,380円、奈良県：1,538,190円)
- ハ 事務所数により分割し、分割課税標準額を算出します。
 ・1単位(1所)当たりの分割課税標準額の計算
 10,000,000円÷42所=238,095.23円
 (小数点第3位以下切捨て(総数の桁数+1))
 ・大阪府分の分割課税標準額の計算
 238,095.23×24所=5,714,317.52円(1,000円未満の端数切捨て)
 (兵庫県：2,380,952.38円、奈良県：1,904,190円)

適用する事業税の分割基準欄

適用する事業税の種類に○印を記載します。

業種	分割基準			
	1.従業員数	2.固定資産の価額	3.事務所又は事業所数	4.軌道の延長キロメートル数
非製造業	○			
製造業				
倉庫業・ガス供給業				
小売電気事業				
送配電事業				
発電事業 特定供給業				
鉄道事業				

※ 分割基準を異にする事業を合わせて行う法人の分割基準は、主たる事業の分割基準となります。

法人名	事業年度		道府県民税	
	4	5	4	5
大阪府税(株)	4	5	4	5
事業税	第1号に掲げる事業			
課税所得金額	円	円	円	円
課税標準額	000	000	000	000
課税標準額の総額	20,000,000	000	000	000
課税標準額の分割基準	1. 従業員数	2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数	4. 軌道の延長キロメートル数
適用する事業税の分割基準	○			
事務所又は事業所	分割基準(単位)	分割課税標準額	課税標準額	道府県民税
●名称及び所在地	年400万円以下の金額 円以下の所得金額 所得金額 所得金額 所得金額 所得金額	分割課税標準額 分割課税標準額 分割課税標準額 分割課税標準額 分割課税標準額 分割課税標準額	課税標準額 課税標準額 課税標準額 課税標準額 課税標準額 課税標準額	分割課税標準額 分割課税標準額 分割課税標準額 分割課税標準額 分割課税標準額 分割課税標準額
●名称及び所在地	10人	12所	10人	10人
大阪府中央区大手前3-1-43				
大阪府堺市安井町3-4-1	7人	12所	7人	7人
大阪府堺市小計	17人	24所	17人	17人
兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	4人	8所	4人	4人
兵庫県奈良市堂大路町30	8人	8所	8人	8人
合計	26人	42所	26人	26人
●「分割基準(単位=)」欄	19,997	19,997	19,997	4,259
●「名称及び所在地」欄	19,997	19,997	19,997	4,259

第十号様式

- 事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲んでください。
- 事業税の「分割課税標準額」の「⑩~⑫」、「⑬~⑮」、「⑯~⑰」の各欄の金額を道府県民税の「分割基準」の「合計」⑩欄の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、道府県民税の「分割基準」欄の「都道府県」として1人当たりの分割課税標準額を算出し、道府県民税の「分割基準」欄の「都道府県」として1人当たりの分割課税標準額を算出します。
 - 道府県民税の「分割課税標準額」欄の金額を道府県民税の「分割基準」の「合計」⑩欄の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出し、道府県民税の「分割基準」欄の「都道府県」として1人当たりの分割課税標準額を算出します。
 - 法人事業税の「分割課税標準額」欄の金額を法人事業税の「分割基準」の「合計」⑩欄の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出します。
 - 法人府県民税の「分割課税標準額」欄の金額を法人府県民税の「分割基準」の「合計」⑩欄の数値で除して1人当たりの分割課税標準額を算出します。
- 【法人事業税】課税標準の1/2：事務所数
 課税標準の1/2：従業員数
 【製造業】従業員数(資本金1億円以上の法人：工場の従業員数を1.5倍)
- ※ 非製造業と製造業を合わせて行う場合の分割基準については、主たる事業の分割基準を適用することとなります。主たる事業の判定は、それ以外の事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業員数の配置、施設の状態等により企業活動の実態を総合的に判断し、判定することとなります。